

## 第96回自衛隊員倫理審査会議事録

### 1 日 時

令和4年11月30日（水） 14時00分～16時00分

### 2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

### 3 出席者

（委 員） 太田会長、高木委員、能勢委員、山宮委員、諏訪委員  
（防衛省） 鈴木服務管理官

### 4 議 事

#### （1） 開会の辞

- 太田会長 只今より「第96回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。  
各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

#### （2） 第95回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入ります。  
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。  
御手元の資料2「第95回自衛隊員倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますが、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、御承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

#### （3） 自衛隊員等倫理月間について

- 太田会長 議題の2番目は、「自衛隊員等倫理月間について」です。  
自衛隊員等倫理月間は、従来は12月に実施しておりましたが、今年度は令和5年1月に実施予定となっております。これは、当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要がございます。  
それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。
- 服務管理官 それでは、自衛隊員等倫理月間について、資料3で御説明させていただきます。

きます。

従来、この制度が始まりましたからは1週間単位の倫理週間という形で行ってきたものでございますけども、今回を含めまして、直近3年間につきましては、違法事案の発生を踏まえまして、徹底して教育・啓蒙を図る必要があるということで月間という形で実施しており、今回もそのようにしたいと考えているものでございます。

内容としましては、倫理に関する教育というものがございます。これは懲戒処分などに処せられた事例を盛り込んだ教育資料を作成・配布いたしまして、それを各機関において教育を実施するという、それから、eラーニングを行いまして、これはそれぞれの立場に応じた内容ということで、一般職員用、幹部用、指定職用という形で内容を分けまして、全機関においてeラーニングを実施するというものでございます。

それから倫理監督官でございます事務次官から、倫理の規律保持に関する通達、これは現下の状況を踏まえた内容にしまして発出するというものでございます。

それから、部外有識者による講演を行います。これは講演動画を作成いたしまして各機関のイントラネットを通じて、隊員が視聴できるようにするという形で実施するものでございます。今回につきましては、防衛省本省において法律相談を行っている樋口弁護士をお願いをしております。

続いて広報啓発活動でございますけれども、これは部内向け・部外向けにパンフレット、ポスターをつくりまして、各機関等に配布をいたします。部外向けのものにつきましては、会計部署のカウンターに設置して、契約相手方などへ配布いたします。

それから地方協力本部におきましては、これは全都道府県にございますけれども、事業者へ直接、説明して配布をしていくことを実施いたします。それ以外にもパンフレットのデータなどを防衛省のイントラネットに掲載するということや倫理カードを全隊員に配布して携帯をさせるということ、それから、省内放送で倫理月間の実施を周知するほか、事業者向けのeラーニングを防衛省ホームページに掲載するといった取組を実施します。

それから防衛省と関係のある新聞への掲載ということで、朝雲新聞、防衛ホーム、これらは、職員、あるいは関係する事業者の方が結構読んでいるものでございまして、そういった防衛省と関連のあるところに、周知できるということで掲載いただくということでございます。

この内容につきましては、机上に資料を置かせていただいております。

「ん？ときたら、すぐ確認」。これが今回の倫理月間ポスターでございます。

それから倫理カードという、小さな切り抜くような形のものでございますが、これを全隊員に配布いたします。

この内容を見れば、倫理ホットラインの連絡先もございますし、最近の懲戒処分事案、それから利害関係者の定義、禁止行為、特に典型的なものにつきましてはこれを見れば、その時点で分かりますけれども、部隊における相談をする相手方、それから部隊に限らず、防衛省本省の相談や通報をする際のホットラインの連絡先というのでも載せておりまして、これを1月から携帯して、その後もずっと持っていていただくという意味で

今回発出したものでございます。

次に、今年度のパンフレットにつきましては、これは昨年度のものでございますが、一つは隊員向けのもの、もう一つは事業者等の皆様へと記載してあるものでございます。それぞれ内容につきましては、隊員向けと事業者等に留意していただきたい点というものを分けて記載しております。これはポイントを絞った形で、把握しておいてほしい点を記載したということでございます。

こうしたものを教育、啓蒙するのが倫理月間でございます。結果につきましては、総括倫理管理官である人事教育局長に各機関から報告を行うということでございます。

私の方からは以上です。

- 太田会長 ありがとうございます。それでは、本件について、御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 御説明ありがとうございます。倫理月間で周知徹底するという点でも良いと思います。これは、倫理カードを1か月間携帯させる、ということでしょうか。
- 服務管理官 配布をこの期間に行うというもので、これは処分する必要はないものですので、その後はずっと持ってもらう前提で配るものになります。
- 委員 1か月经ったら回収するわけではなく、ずっと携帯しておいてくださいというものということですね。わかりました。ありがとうございます。
- 委員 掲載紙について、朝雲新聞と防衛ホームという例が挙がっていますが、他の防衛省・自衛隊関連のメディアもあると思うのですが、他にお考えのところはありますか。
- 服務管理官 現時点で考えているところはこの2社でございます。何か、他にこういうところでも配布したほうが良いというところがありましたらお願いいたします。
- 委員 一般の方と隊員の方が両方見る代表的なものとして、MAMORUという月刊誌もあつたりするので、それはどうなのかなとかですね。あと、陸海空別の家族会の方向けのものがあるみたいなので、とにかく、いっぱいそういったものがあるものから、その辺りも何かお考えかしらというふうに思った次第です。
- 服務管理官 MAMORUにつきましては、かつて1度掲載をお願いしたことはあるのですが、あちらは確かお金がかかりまして、それで、朝雲新聞というものがこれは無料で、取材としてやっていただくような形になるので、経費をかけてもMAMORUの方では非常に小さい記事で目立たないところに、ちょっと乗っただけという

形だったものですから、効果の面でいきますと、こちらの2社のほうがいいのかというふうに思っております。同じような形で掲載をしていただけたところが見つかれば、積極的にお願いしたいと考えております。

- 委員 ありがとうございます。
- 委員 私のほうから1点よろしいでしょうか。  
eラーニングを、職員用と事業者用にやるということですが、これは毎年やっておりますけど内容は同じでしょうか。
- 服務管理官 事例について、処分があったり、それから問合せが頻発したような事案については内容に盛り込んで、間違いやすいかどうかということでテストのような形で学習してもらうようにしております、eラーニングのイメージとしては、問題を解いて勉強していくというような演習形式の内容になっております。その内容、問題は近年我々の中で取上げたいものに差し替えるような形で更新をしている状況でございます。  
それから事業者用のeラーニングにつきまして昨年からは開始したものですので、今回2回目になります。昨年度の実績を踏まえて、内容については吟味いたしますけれども基本的にはまだ始まったばかりですので、こちらとして意図しているところ、留意点を載せることになろうかと思っております。
- 委員 やっぱり慣れというのは怖いもので、同じようなことを毎年やっていると、何かスルーしてしまう、意識するようで実は反射的に答えるだけで、あまりその内容は本人に浸透しないということがありますので、全部改訂する必要はないのかもしれないけれども、そういうことは意識された方が効果は上がるだろうなと思っております。
- 服務管理官 ありがとうございます。
- 太田会長 それでは、よろしいでしょうか。他に御意見、御質問等がなければ自衛隊員等倫理月間については以上にさせていただきます。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 それでは、御質問等ないようですので、自衛隊員等倫理月間に関しましては、以上といたします。

#### (4) 令和4年度第2四半期贈与等報告書について

- 太田会長 議題の3番目は、令和4年度第2四半期の贈与等報告書の審査でございます

ます。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和4年度第2四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、サービス管理官から説明をお願いします。

- サービス管理官 それでは、資料4から6までの資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、全体の概況は、資料の4と5で御説明させていただきたいと思います。資料4ですけれども、令和4年度第2四半期の贈与等報告書件数につきまして例年グラフにしておりますけれども、今回は1番右側の421件ということでございまして前期に次いで数が多くなっております。ここにつきましては左下の黄色い枠の部分をご覧くださいますと、テレビ出演等に対する謝礼というのが137件ということで、前年同期の2件と比べて際立って多く、これはまさにウクライナ情勢に関わる話でありまして、それと一つ上の講演等に対する謝礼、この2つが件数を大きく増やしている要因でございます。

他方で物品等の贈与につきましては前年度同期に比較しますと、4割ほど減っております。これは夏に災害派遣などがあるかどうかによって件数に変動が出るということがございまして、昨年ですと、大雨に伴います土砂崩れなどがあり大規模な災害派遣というものが出ておりましたが、今年度につきましては、そういった事案というのは少なかったということ、それから昨年は在外邦人輸送という特殊な任務がその時期生じていたということもございまして、そういったところで件数に変動しているところでございます。

それから新型コロナウイルスの大規模接種会場など、ワクチン接種ですね、そこも昨年はかなり激励品をお送りいただいておりますけれども、今期については件数が大分減ったということで、その辺りが変動要素になっております。

それから供応接待等につきましては、昨年まではかなり件数は減っておりましたけれども、今期については、ある程度増えてきている状況にございます。そういったところが件数の変動要素でございます。

この資料4のところで、次のページの参考をご覧くださいますと先ほどのテレビ出演等に対する謝礼がどこの報告かということがはっきりしますけれども、前期に続きまして、やはり防衛研究所が非常に多く、ほぼ全てでございまして、これはウクライナ情勢に関するテレビ出演が続いているものでございます。

次に、5の概要につきまして、一番上の項目をご覧くださいますと、全体の件数は421件のうち利害関係があったものが13件ということでございます。その利害関係があったものにつきましては、通常、每期、掲載されております、2の(7)講演等に対する謝礼で、製薬会社及び医療機器メーカーとの関係で医官が講演をしているというもの、これが今回も計上されておまして11件となっております。

それから今回につきましては供応接待等のところで、利害関係ありが2件ということでございます。これにつきましては後述させていただきますけれども、航空機製造メ

一カーとの立食パーティーでございます。

順を追いまして御説明をさせていただきますけれども、まず賞金の贈与が8件ございまして、これは陸上自衛隊の機関紙である「修親」というところへの投稿記事への懸賞というものが8件、続いて、物品等の贈与につきましては、9番から15番までは、外国政府からの儀礼的な贈り物で御中元なども含まれているところでございます。

御中元につきましては、返礼品などは送っておりませんで、礼状を2件送っているケースがございましたけども、金銭や経費がかかるようなものは渡していないということでございます。

16番から42番までにつきましては、ほとんど海上自衛隊の艦艇が入港した先で歓迎を受けて儀礼的な贈り物を受けたというものでございます。

これが全体で27件ございまして、続けて、43番から46番までが国内での儀礼的な贈り物としての御中元、それから、47番から50番までは就任祝いとなっております。

続いて、51番からが、激励品の関係になります。これが74番まで続きますが、まず、今回も大雨水害発生に伴う災害派遣活動に対する激励品が51番～54番までございました。こうした災害派遣に関するものが昨年度同期より少なくなったということでございます。

それから、55番から57番がワクチンの大規模接種会場における新型コロナウイルス活動部隊に対する激励品。それから58番から74番目は、ソマリア沖に派遣しております海賊対処部隊に対する激励品。その他の物品の贈与が75番となっており、68番の激励品が額が一番大きく14万円、1人当たりにつきましては606円で特異なものというわけではございません。

その他のものにつきましては、駅伝に参加する隊員に対するユニフォームなどの贈与が町役場からあったというものがございます。

以上、75番までが物品等の贈与です。

76番から94番の供応接待等と、76番と77番は、先ほど御説明いたしました、航空機製造メーカーの工場の開設100周年記念の立食パーティーへの参加というものでございまして、参加した隊員については、航空自衛隊の立場ある隊員ということで利害関係ありとなっております。これは倫理法令の関係からも問題がない立食パーティーへの参加ということでございます。

次に、95番から148番は、著述に対する謝礼です。

95番から109番は陸海空の機関紙への寄稿に対する謝礼となっております。110番から148番までが一般的な著述に対する謝礼でございます。

続きまして149番から179番が著述による印税で、この中で157番が個人の報告額としては一番大きい額となっております。金額は53万4600円、発行部数は3000部で、他と比べて特異な点というのはございません。

180番、181番が監修等に対する謝礼で、いずれも報道番組の映像の監修に対するもので、金額については大きなものではございません。

実際の監修時間については、これは報告者との関係でいきますと、全体の映像自体が

非常に長い時間なもので、それを見ていくということで1時間当たりの金額が33,000円になったというものでございます。181番の方は放送自体は10分間というものでございますけれども、取材の協力、それから、全体としての映像の監修には大分時間がかかったということでございます。

続きましては講演等に対する謝礼が182番から277番になります。このうち182番から192番が、医官が利害関係のある製薬会社又は医療機器メーカーの依頼に応じて行った講演になります。

いずれも報酬の1時間当たりの金額は、基準額の2万円以内となっております。

続きまして278番から414番目がテレビ出演等に対する謝礼でございます。278番は、防衛大学校の教官でございますけれども、それ以外につきましては全て防衛研究所の研究官の報告となっております。テレビ出演等に対する謝礼の全体的な件数は137件と、前期と比べて概ね半数程度になってきております。

最後に415番から421番が新聞等へのコメントに対する謝礼でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○ 太田会長 ありがとうございます。

後半は、例によって、いつものパターンが繰り返し報告されているということだと思いますが、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○ 委員 12番から15番ですが、大使館からの贈物が出ておりますけれども、素人目には不思議なのが、この15番、陸上自衛隊の中で、今非常に、注目されるであろうセクションの方に、こういう贈物が届き、受けられたわけですね。

ということは、大使館の側はこのセクションにいる人の名前を確認出来たということになるのかなあと、素人目には見えるのですけれども、こういったことについて、陸幕ではどういうふうに見てらっしゃるのかなと。

○ 陸上幕僚監部 お答えします。ここの部署は、指揮通信システム・情報部、普段、武官業務を所掌している部署でありまして、この大使館にいる武官とも平素から業務上の付き合いがあるといったところです。

その方たちが御中元を贈られた、向こうから贈られてきたのですけれども、日頃の付き合いの一環として、受け取っているということですので、特段、特別視しているようなところはございません。

○ 委員 そうすると、他の部長クラスには送られてきてなくてもそれほど不思議ではないということでしょうか。

○ 陸上幕僚監部 そうです。

○ 委員 わかりました。ありがとうございます。

○ 委員 よろしいでしょうか。

○ 太田会長 はい、お願いいたします。

○ 委員 総括表9ページの49番、50番について、国会議員事務所から就任祝いを頂いているということなのですが、この事務所と利害関係はないとしても、どうも一般的に国民からすると、こういうところから享受していいのかなど。後々問題になるリスクはないのかなという疑問が一つ。

あともう一つ、講演とかテレビ出演があるのですが、これは、講演事務所やテレビ局から直接、個人へ依頼があるのでしょうか。それとも防衛省の広報だとかそういうところに、こういう解説できる人がいないかという問合せが来るのでしょうか。直接来るのか、防衛省を通してやられるのか、もし個人に来た場合、個人の収入になってくるので確定申告とかもしなければいけないと思うのですけれども、そのあたりの状況を御説明していただきたいと思います。

○ 服務管理官 後者の質問からお答えします。出演の依頼については、一般的に組織に対して来るものは、その職務として応じてもらいたいということで来ますけれども、こういったケースについては、通常テレビで出演しているケースの大部分は個人に対してその人の知見を、求めたいということで来ているということでございます。

その場合においても、組織に対しては出演する場合に職員としてその部外に意見を表明することの是非を承認を受けてから出るという手続が必要になりますので、個人に対して依頼がなされたとしても、組織には必ずその申告があるということで、組織の知らないところで勝手に出るということは基本的に出来ないと、そういう関係になっております。

防衛研究所の報告が出ているケースにおいて、どういうルートで依頼が来ているのかということについては、今のような形と想定しますけれども、具体的には防衛研究所の方から回答していただきたいと思います。

○ 防衛研究所 防衛研究所から回答いたします。テレビの出演などの依頼につきましては、防衛研究所の総務課の窓口経由で来ることもございますし、他方、よくテレビに出演されている方などには、個人に依頼が来ることもあるようなことは聞いておりますが、どのような場合にいたしましても、部外に対する意見発表ということで手続をしてから、出るようにしております。

以上でございます。

○ 委員 ありがとうございます。

○ 服務管理官 最初の御質問ですが、国会議員との関係につきまして、倫理法でいきま



すと、法人又は事業を行っている個人、それが事業者等と定義をされていて、そういう相手方との関係で、受領した場合には必ず報告の義務があるとされています。そこで、今回の国会議員との関係でいきますと、厳密に言えば報告義務自体も生じてはいないのですけれども、透明性を確保するという点で報告が奨励されており、今回は報告されているという関係になります。その上で、国会議員との関係で、就任祝いのようなものを受け取ってもよいかどうかということについて、ほかに何か規制をするようなものはございませんので、法律を離れた、一般的な倫理観との関係になってくるというふうに考えております。

その上で、国会議員の特定の方から、多数のものを色々頂くというようなことが常態化してるわけでないということをごさいますて、職務上の色々な関係などで顔見知りの方であれば、そういうこともありえますけれども、余りそういうことは一般化していないというのが実態としてございます。

今回の2件のケースが議員との関係で、どういう関係にあるのかというのは、今のところ把握をしておりますけれども、そうしたことは通常そんなに起きることではないということをごさいます。

○ 委員 ありがとうございます。ただ、やっぱり、今後こういうふうに、国会議員事務所から送っても問題にならないんだということが、世間的に了承されてしまうところという支援が増えてくる可能性も出てくると私は思っており、そうすると国民に誤解を招きかねないのではないかという気がするので、全く規定がないというのであれば、ここは検討していった方がいいのではないかなと思います。

○ 委員 今回もまた監修に対する謝礼が2件ございますので、今後も情報収集をしてこういうケースを集積していった方が、今後の基準づくりで良いと思いますので、これも別途記録をとっていただければというふうに思いました。

○ 服務管理官 はい。

○ 委員 それから、見ていて気がついたのは、21ページの117番、118番の方が大修館書店という書店に本を書かれていて、同じ日に謝礼を受け取ってるのですが、「ステップアップ高校'22」のラグビー技術・ルール解説で、原稿用紙48枚で13万円。

そして、同じ日に同じ出版社から「イラストスポーツルール2022」のラグビールール解説で原稿用紙40枚、ほぼ同じ枚数書いて報酬は1万5000円と10倍近く違うんですけど、これは間違いではなくてこういう報酬設定なのでしょうか。

報酬をいくりに設定するかは出版会社の自由なのですがすけれども、何かちょっと何か不思議な気が致します。

本当に40枚書いて1万5000円、48枚書いて13万円、しかも同じ日に支払いを受けているということで1枚当たりの金額も8倍ぐらい違うわけですよ。どうい

う経緯なのでしょうか。

いずれにしても、金額としては13万円の方でもおかしくないわけなので問題はないと思うのですが、ちょっと不思議な支払いのされ方をしてるなという気はいたしましたので、我々の報告までは必要ないと思いますが、確認していただいた方がいいのかもしれない。

それから、先程の御中元ですけど、御中元という伝統の歴史的な経緯を考えると、この国以外にないと思うのですが、日本に御中元という慣習があるから、そういうふうに通ってくるということなのかもしれませんが、他の国の大使館からはほとんどないのでしょうか。

御中元については、本当にごく一部の国から贈ってきているという状況なのではないかと思うのですが、実態はどうなっているのかということをお教えいただければと思います。

○ 服務管理官 過去の記録を確認した上で、御報告をさせていただきたいと思います。

○ 委員 相手の国ではなく日本にそういう習慣があるからといって贈ってくるとすれば、他の国から来てもよさそうに思うので、習慣なり慣習がどうなっているのかというのは、我々も今後の後学のために知っておいてもいいのかなという気はいたしました。

○ 服務管理官 はい。

○ 委員 お歳暮というのもあるのでしょうか。今度の第3四半期の報告になってくるかもしれませんけれども。

○ 服務管理官 両方とも確認して御報告させていただきます。

○ 太田会長 皆様いかがでしょうか。特に大きく問題になるケースはなかったように思いますけども。

○ 委員 意見なし。

○ 太田会長 それでは、他に御意見、御質問等がなければ、贈与等報告書の審査は以上といたします。

#### (5) 議題の採択等について

○ 太田会長 それでは、本日審議されました「第95回自衛隊員倫理審査会議事録」及び「令和4年度第2四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認をいただきました。

いと思いますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

**(6) 閉会の辞**

- 太田会長 それでは、皆様ありがとうございました。

次回の審査会につきましては3月下旬ということになります。

定例のスケジュールについては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局から個別に連絡させていただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。

本日は、御審議いただき、誠にありがとうございました。